

農作物価格差補給事業の対象品目市場価格表

単位: 円/kg

作物名	対象市場	月	市場基準額	保証基準額	最低基準額	補償単価	トン当たり農協負担金			トン当たり生産者負担金		
							県	市	計	県	市	計
秋冬さといも	県内外	10	239.26	191.50	83.74	107.76	5,031	598	5,629	9,343	1,076	10,469
		11	191.20	153.00	66.92	86.08	4,018	478	4,496	7,462	860	8,322
		12	236.48	189.00	82.77	106.23	4,953	591	5,544	9,199	1,064	10,263
い ち ご	県 外	5	1,104.75	884.00	552.38	331.62	11,614	2,761	14,375	21,568	4,971	26,539
		6	702.46	562.00	351.23	210.77	7,378	1,756	9,134	13,702	3,161	16,863
		5	838.26	670.50	419.13	251.37	8,794	2,095	10,889	16,332	3,772	20,104
夏秋キャベツ	県 内	6	445.18	356.00	222.59	133.41	4,664	1,112	5,776	8,662	2,003	10,665
		7	65.78	52.50	23.02	29.48	1,373	164	1,537	2,549	296	2,845
		8	76.50	61.00	26.78	34.22	1,593	191	1,784	2,958	344	3,302
冬キャベツ	県内外	9	98.56	79.00	34.50	44.50	2,080	246	2,326	3,864	443	4,307
		10	62.34	50.00	21.82	28.18	1,318	155	1,473	2,448	280	2,728
		11	52.94	42.50	18.53	23.97	1,122	132	1,254	2,084	238	2,322
秋冬にんじん	県内外	12	68.14	54.50	23.85	30.65	1,430	170	1,600	2,656	306	2,962
		1	106.32	85.00	37.21	47.79	2,229	265	2,494	4,139	478	4,617
		2	122.26	98.00	42.79	55.21	2,581	305	2,886	4,793	550	5,343
い ん げ ん	県 内	10	115.74	92.50	40.51	51.99	2,424	289	2,713	4,502	520	5,022
		11	85.94	68.50	30.08	38.42	1,787	214	2,001	3,319	386	3,705
		12	79.06	63.00	27.67	35.33	1,643	197	1,840	3,051	355	3,406
に ん に く	県内外	6	481.78	385.42	168.62	216.80	—	4,817	4,817	—	7,226	7,226
		7	506.82	405.50	177.39	228.11	5,325	1,267	6,592	9,889	2,280	12,169
		8	549.71	439.50	192.40	247.10	5,753	1,374	7,127	10,685	2,473	13,158
ハ ト 麦	県内外	9	592.58	474.00	207.40	266.60	6,217	1,481	7,698	11,547	2,666	14,213
		10	521.62	417.00	182.57	234.43	5,457	1,304	6,761	10,134	2,347	12,481
		6	328.10	262.48	131.24	131.24	—	3,281	3,281	—	4,921	4,921
え だ ま め	県 内 (枝付)	7	364.60	291.68	145.84	145.84	—	3,646	3,646	—	5,469	5,469
		8	468.08	374.46	187.23	187.23	—	4,680	4,680	—	7,021	7,021
		9	300.00	240.00	105.00	135.00	—	3,000	3,000	—	4,500	4,500
夏秋トマト	県 内 (枝付)	7	288.10	230.48	172.86	57.62	—	2,881	2,881	—	4,321	4,321
		8	226.94	181.55	136.16	45.39	—	2,269	2,269	—	3,404	3,404
		9	149.93	119.94	89.96	29.98	—	1,499	1,499	—	2,248	2,248
れ ん こ ん	県 内 (もぎ)	8	340.41	272.33	204.25	68.08	—	3,404	3,404	—	5,106	5,106
		9	224.90	179.92	134.94	44.98	—	2,249	2,249	—	3,373	3,373
		8	194.56	155.50	68.10	87.40	4,075	486	4,561	7,569	875	8,444
ば れ い し ょ	県内外	9	206.94	165.50	72.43	93.07	4,342	517	4,859	8,064	931	8,995
		10	187.92	150.50	65.77	84.73	3,958	469	4,427	7,350	845	8,195
		10	425.44	340.50	148.90	191.60	8,945	1,063	10,008	16,611	1,914	18,525
え だ ま め	県 外	11	362.96	290.50	127.04	163.46	7,631	907	8,538	14,173	1,633	15,806
		12	342.26	274.00	119.79	154.21	7,201	855	8,056	13,373	1,540	14,913
		6	144.66	115.50	50.63	64.87	3,022	361	3,383	5,612	650	6,262
秋冬だいこん	県 内	7	110.26	88.00	38.59	49.41	2,301	275	2,576	4,273	496	4,769
		6	114.84	92.00	40.19	51.81	2,421	287	2,708	4,495	516	5,011
		7	86.06	69.00	30.12	38.88	1,818	215	2,033	3,376	387	3,763
え だ ま め	県 外	10	81.94	65.50	28.68	36.82	1,717	204	1,921	3,189	368	3,557
		11	50.06	40.00	17.52	22.48	1,048	125	1,173	1,946	225	2,171
		12	45.56	36.50	15.95	20.55	960	113	1,073	1,784	205	1,989
え だ ま め	県 内	10	46.44	37.00	16.25	20.75	965	116	1,081	1,791	208	1,999
		11	29.04	23.00	10.16	12.84	594	72	666	1,102	130	1,232
		12	26.72	21.50	9.35	12.15	570	66	636	1,058	120	1,178

農作物の価格補償制度

さらに充実

補償対象品目にえだまめ、夏秋キャベツを追加

計算例

さといも(10月出荷)の場合

各品目別の市場基準額、保証基準額、最低基準額は左の表のとおりです。この中から、「さといも」を例にとって計算方法を説明しましょう。10月出荷の場合です。

④ 販売価格が別表の保証基準額 (kg 当たり 191.50 円) 以上であった場合、補給金は交付されません。

⑤ 販売価格が別表の保証基準額以下で最低基準額 (kg 当たり 83.74 円) 以上であった場合、保証基準額と販売価格の差が補給金として交付されます。

● kg 当たり 150 円で販売されたとき
(保証基準額) (販売価格) (交付補給金)
191.50 円 - 150 円 = 41.50 円
(交付補給金) (販売価格) (農家収入)
41.50 円 + 150 円 = 191.50 円
となります。

⑥ 販売価格が別表の最低基準額を下回った場合は、保証基準額と最低基準額との差 (補償単価) が補給金として交付されます。従って、補償単価に販売価格を加えたものが農家収入となります。

● kg 当たり 80 円で販売されたとき
(保証基準額) (最低基準額) (補償単価)
191.50 円 - 83.74 円 = 107.76 円
(補償単価) (販売価格) (農家収入)
107.76 円 + 80 円 = 187.76 円
となります。

ただし、上記の販売価格は農協 (または市場) 単位での平均価格です。補給金は出荷農家それぞれの販売価格にかかわらず、一律同額 (kg 当たり) が交付されます。

基金は全体で一億円余に
農作物の価格補償制度は、市と市内五農協、それに新津食品流通センターの共同出資による基金を設け、その利息を運用して農作物の価格を補償するものです。市の出資金もスタート当初の五千五百万円から、現在は七千万円に増額しており、基金も全体で一億四千万円になっています。そして今年からは、さらに補償対象農作物を二品目増や

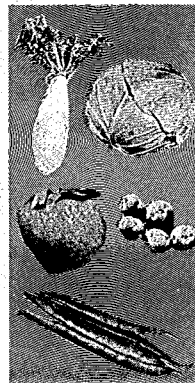
加入希望者は、所属する農協へお申し込みください。その加入方法

加入希望者は、市内各農協へ

の際、県が補償する十品目 (秋冬さといも、いちご、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋にんじん、いんげん、れんこん、ばれいしょ、秋冬だいこん) については、県の価格安定協会へも加入しなければなりません。また、左の表で定める生産者負担金も必要です。

価格差が補給される品目、条件
● 補給金の交付額
補給金が交付されるのは、出荷した品目が左の表の保証基準額の範囲内に価格が低落した場合です。その場合、その差額を全品目について一〇〇%補給します。

市では、昭和五十三年度から水田利用再編対策の一環として、農作物の価格補償制度を実施しています。トマトやれんこん、いちご、にんじんなどの価格が暴落したら生産者に補償金を——という制度です。この制度も五年を経過し、今年から、よりいっそう充実が図られることになりました。



十月を含む十品目については県と市が共同で、また六月出荷のさやいんげんを含む四品目については、市が単独で価格差を補給します。条件は、左の表に定める負担金を納めていただくこと、新潟県青果物出荷規格基準実施要領による自主検査に合格することです。ただし、ハト麦については、農協の自主検査に合格したものでなければなりません。

お買物、ご用命は市内で

家族で楽しめる、使いやすい(簡単ビデオ)

ベータマックス J20
ビデオとオーディオのコンパルタシステム 137,000オーディオまるよし
新設市本町1丁目駅前角 電話(2)1898

♡えぶろん専門店 デリカ家♡

笹だんご・柏もち材料とりそろえました。
ヘルシーサラダ・サンドイッチ好評です。
生き生き素肌美人に
植物性自然基礎化粧品ベラサービス中
5月 パンとケーキ教室実施中

ロイヤルマンション1F ☎(4)7936

お買物、ご用命は市内で

春一番!! ご贈答品に新製品登場……!!

ゴーフル・オリエンタル

バリッとした洋風センベイに
フレッシュクリームをサンドしました。
本町2丁目 ☎2-0112

おサカヤ

1枚 60円・10枚 800円

